

第4 地域福祉の推進等について（地域福祉課、総務課）

1 地域福祉の推進について（地域福祉課）

（1）地域コミュニティ復興支援事業について 【参考資料（第4-1関係）の1 参照】

昨年11月21日に成立した平成23年度第3次補正予算では、緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）の積み増しを行い、新たに「地域コミュニティ復興支援事業」を追加したところである。

これにより、従来の「ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業」と「地域コミュニティ復興支援事業」を合わせて「社会的包摂・「絆」再生事業」として位置付けたところである。

この事業は、東日本大震災等の影響によりコミュニティが弱体化した地域で、孤立する恐れがある、高齢者や障害者、離職を余儀なくされた若年層などが、地域において「絆」やつながりを持ち続けることができるよう、

- ① 住民ニーズの把握、交流場所の提供、生活相談等のサービス提供
- ② 見守り等の支援体制の構築
- ③ 自治体間や関係者同士の総合調整

の3点を柱とした取り組みを一体的に実施し、地域において面的な支援を行い、地域コミュニティの復興支援を図ることを目的としている。

この事業では、他の自治体に避難している方や応急仮設住宅以外へ避難している方への支援も対象となるので、有効にご活用いただきたい。

なお、本事業の詳細については、平成23年11月22日付社会・援護局長通知「『セーフティネット支援対策等事業の実施について』の一部改正について」（社援発1122第4号）及び同日付事務連絡「地域コミュニティ復興支援事業に関するQ&Aの送付について」にてお示ししているので参照されたい。

（2）安心生活創造事業について 【参考資料（第4-1関係）の2 参照】

近年、単身世帯の増加や地域社会及び家族からの孤立等により、見守りなどを行う地域コミュニティの再構築が特に求められており、地域ケア体制整備構想の推進など、公的サービスと制度外の生活支援サービスが包括的に提供がされる取り組みがなされている。この一環として、平成21年度から、一人暮らし世帯などへの「基盤支援」（「見守り」・「買物支援」）を行う「安心生活創造事業」を創設し、

実施してきたところである。この事業は、

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

といった事業の3原則を前提として、厚生労働省が選定した58の地域福祉推進市町村が、今年度（平成23年度）まで実施するモデル事業となっている。

この事業の実施に当たっては、社会・援護局地域福祉課に「安心生活創造事業推進検討会」を設置し、事業の評価・検証を行っているところであるが、来年度には事業の成果を取りまとめ、報告する予定である。

来年度予算（案）では、地域福祉推進市町村の取り組みの成果を全国に普及させることを目的として継続して予算を盛り込んでおり、上記の事業の成果を踏まえて新たにこの事業に取り組む市町村や一部残された特定の課題に継続して取り組む地域福祉推進市町村への補助も予定しているところであるので、検討会の報告や現在厚生労働省ホームページで公表している市区町村の取組事例等を参照の上、この事業を積極的に活用していただくよう、管内市町村への周知をお願いしたい。

なお、来年度の事業内容の詳細については、現在検討中であるので、後日改めてお示しすることとしている。

（3）日常生活自立支援事業について

認知症高齢者の増加や精神障害者・知的障害者の地域生活への移行が図られる中、判断能力が不十分な方々の地域での生活を支える本事業の普及が喫緊の課題であるが、事業の実施状況をみると、各自治体において大きく差が生じている状況にある。事業の普及が不十分であれば、各種のサービスが利用できないことによる健康状態の悪化や、消費者被害、経済的虐待の対象となるなど、高齢者や障害者等が地域で安心して生活を継続していく上での大きな壁になると同時に、権利擁護の観点からも大きな問題になると考えている。

各都道府県・指定都市におかれては、本事業の重要性を十分に考慮の上、事業の更なる充実を図るための財源措置などに積極的にご対応願いたい。

（4）市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画について

ア 計画の積極的な策定について

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下、「地域福祉計画等」という。）は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な

計画であるが、約半数の市町村は未だ策定を行っていない状況である。

計画の策定は各自治体の判断に委ねられているものではあるが、地域福祉を推進するために、積極的な計画策定をお願いしたい。

厚生労働省では、ホームページにおいて、特に小規模な市町村を中心に優良事例を掲載しているのので、計画の策定に当たって参考にさせていただきよう、管内市区町村に周知願いたい。

イ 計画策定の手続について

昨年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」を受けて、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により社会福祉法が改正（平成23年8月30日施行）され、地域福祉計画等の策定の手続のうち、これまで義務とされていた住民等の意見を反映するための措置及び策定した計画の公表が、地域主権の観点から各自治体で判断できるよう努力義務となったところである。

今後の手続については、地域福祉計画の策定に当たっては地域住民等の意見の聴取や地域住民等への公表が重要なものであることをご理解の上、引き続き、これらの手続を行っていただくようご配慮願いたい。

ウ 計画策定の調査について

地域福祉計画等の策定状況については、例年調査を実施し各自治体の取組状況を把握しているところであり、今年度も3月上旬頃に実施する予定であるので、ご協力願いたい。併せて、当該調査の結果については公表することとしているのでご了知願いたい。

なお、昨年度末をお願いした調査については、東日本大震災の影響により作業が困難な自治体があり、全国のデータが集計できない状況となったため、公表していないのでご了承願いたい。

(5) 地域福祉等推進特別支援事業の活用について

昨年夏の猛暑及び節電による熱中症への対応に当たっては、セーフティネット支援対策等事業の中の「地域福祉等推進特別支援事業」の活用について、検討をお願いしたところである。

この事業は、地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組、支援を必要とする人々に対する地域福祉活動を活性化する取り組み、生活不安定者

に対する自立支援の取り組みにより地域福祉の推進を図る事業であり、この事業を活用し、支援が必要な者の把握やマップ作成、個別訪問による安否確認等を実施することにより、前述の熱中症対策にも資するものである。本事業は、分野横断的な施策に活用できるほか、災害時要援護者支援、ボランティアセンターの運営支援等、様々な取り組みに活用可能なものとなっている。

については、各都道府県や管内市町村において、地域福祉に関する新たな施策を検討する際には、この事業の活用についてもご検討いただき、必要に応じて事業内容等について地域福祉課の担当者に相談いただくよう周知願いたい。

(6) 民生委員について 【参考資料（第4－1関係）の3 参照】

ア 民生委員・児童委員に対する個人情報の提供について

少子高齢化の進展や家族機能の変化等の影響もあり、地域においては、高齢者などへの虐待や孤立死の問題など多様な生活課題が顕在化してきていることから、住民の立場に立って相談援助活動を行う民生委員・児童委員に期待される役割がますます大きくなっているところである。

しかしながら、市区町村においては、個人情報保護に過度に敏感な考え方をするなどにより、民生委員・児童委員の活動のベースともなる要援護者の情報が民生委員・児童委員に適切に提供されていないとの声がある。

については、次のことに留意の上、各都道府県におかれては、管内市区町村に対し、民生委員・児童委員活動に必要な個人情報の提供を行うよう助言を行っていただくとともに、民生委員・児童委員の保有する個人情報が第三者に漏えいすることがないように、個人情報の適切な管理方法などに関して研修を強化するなど、ご協力願いたい。

- ① 民生委員・児童委員の立場は、地方公務員法第3条第3項に基づく特別職の地方公務員であり、民生委員法第15条において守秘義務が規定されている。
- ② 民生委員・児童委員に対する個人情報の取り扱いについては、平成19年8月10日付厚生労働省関係課長連名通知「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」において、日頃から民生委員児童委員などの関係機関との間で必要な情報の共有を図り、また、日頃から積極的な安否確認や相談、支援を行っていくことが必要である旨の通知がなされている。
- ③ 今後、厚生労働省では、個人情報の提供に慎重な自治体の問題意識を受け

て、積極的に個人情報を提供している市区町村の好事例を収集し、提供する予定である。

イ 地域主権一括法への対応について

地域主権改革の一環である「義務付け・枠付けの見直し」については、これまで地方分権改革推進委員会第二次勧告（平成20年12月）で示された4,076条項について、重点分野を定め、分野ごとに義務付け・枠付けの存置が許容される類型に該当しない事項の見直しが進められてきたところである。

今般の「第三次見直し」については、昨年11月29日に閣議決定されたところであり、平成24年通常国会に一括法が提出される予定となっている。

このうち民生委員法の関係では、

- ① 第4条の民生委員の定数については「条例に委任（制定主体は都道府県・政令市・中核市）」し、厚生労働大臣の定める基準については「参酌基準」とする。
- ② 第5条第2項の都道府県知事の民生委員の推薦に係る地方社会福祉審議会への意見聴取については「民生委員の委嘱手続を簡略化する観点から義務の緩和を行う」
- ③ 第8条第2項の民生委員推薦会の委員の資格及び資格ごとの定数については「廃止」する。

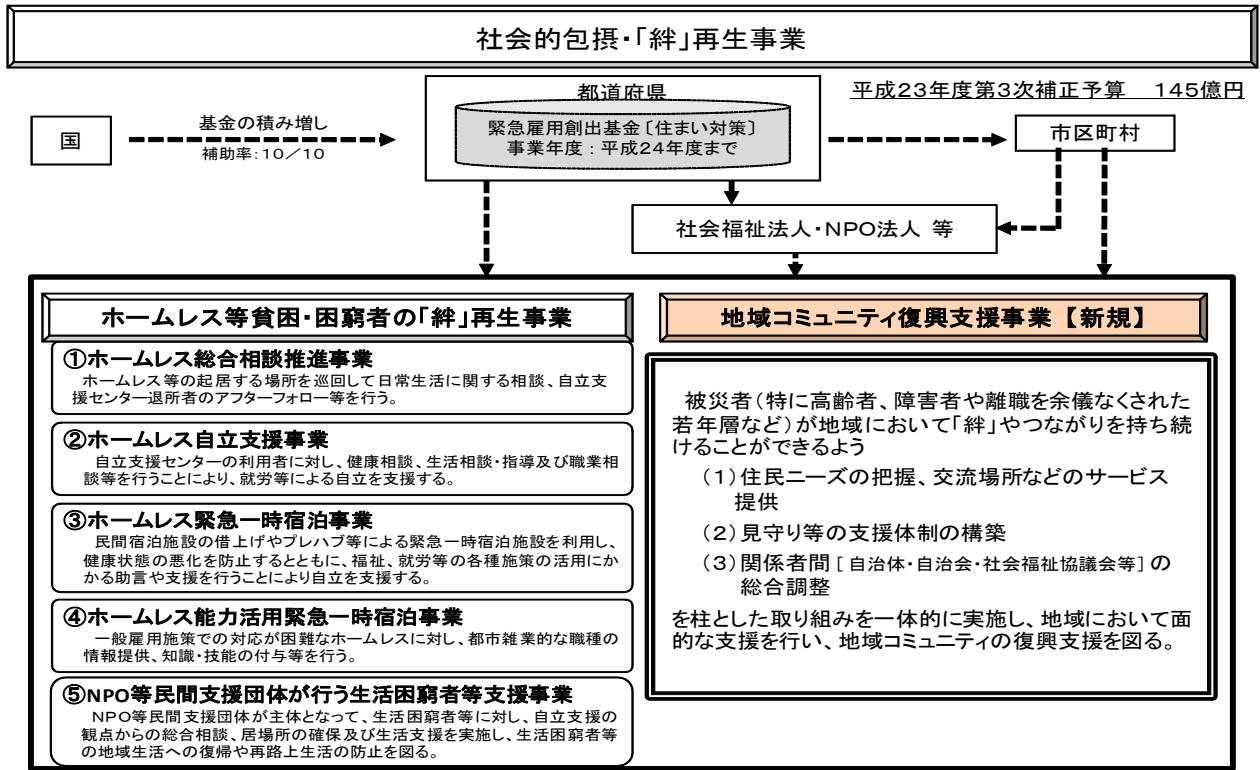
とされている。

現在、一括法の国会提出に向けた準備が進められているところであるが、厚生労働省としても、追ってその結果をお示しする予定であるのでご了解願いたい。

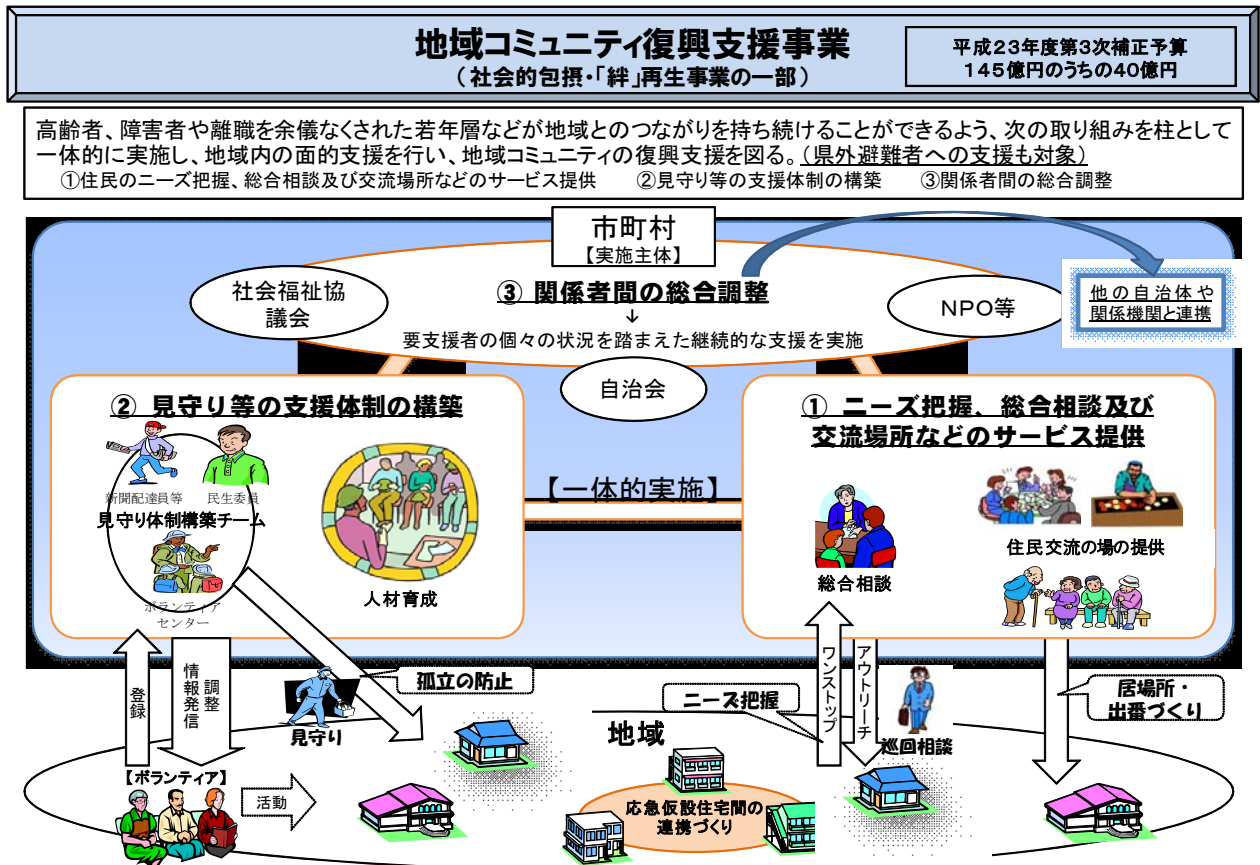
[参考資料 (第4-1関係)]

1 地域コミュニティ復興支援事業

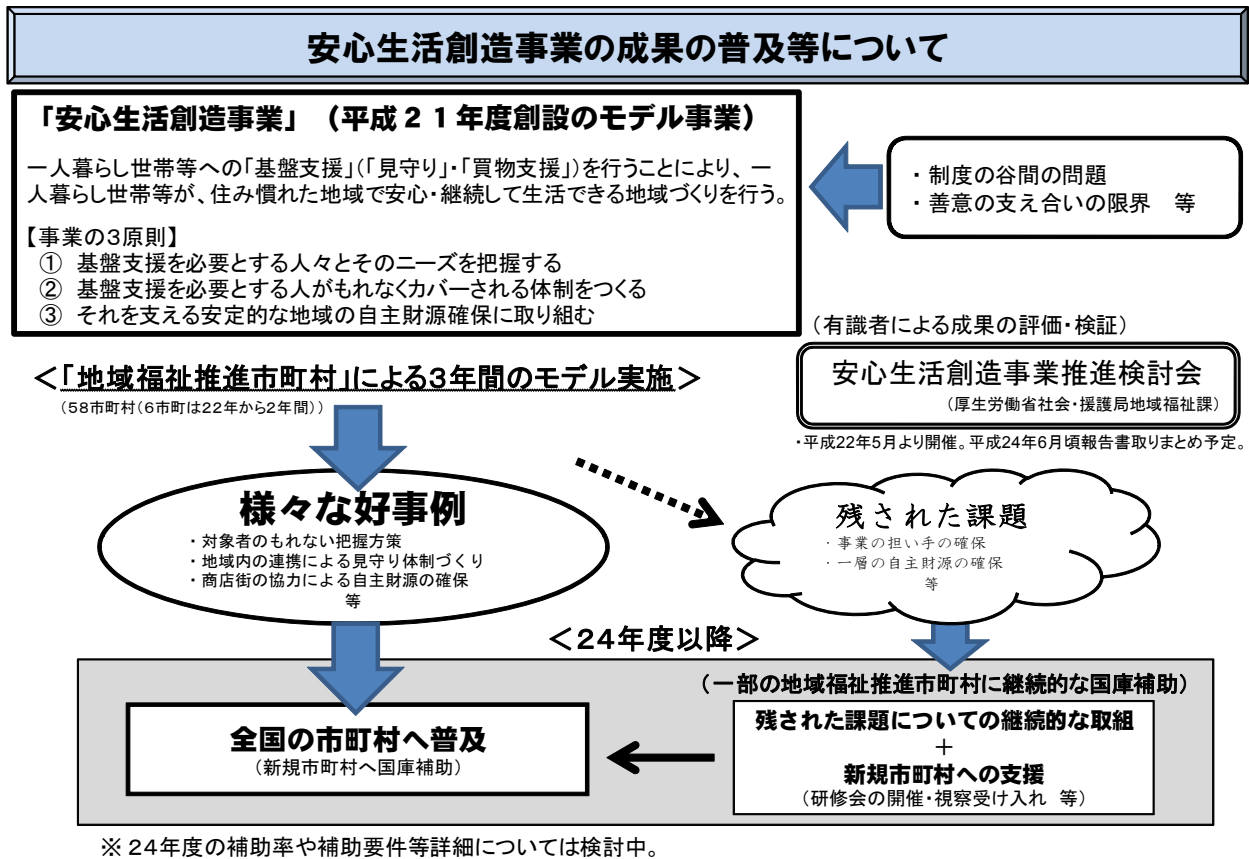
(1) 社会的包摂・「絆」再生事業



(2) 地域コミュニティ復興支援事業



2 安心生活創造事業の成果の普及等について



(参考) 安心生活創造事業の主な取組例

【対象者のもれない把握に向けた取り組み】

- 住民自治組織のメンバーが主体となって生活実態調査を実施。調査から戸別訪問を希望された方の自宅を社会福祉士が訪問。
- 福祉介護調査と健康調査による全戸調査を実施して把握した要援護者の個人情報、行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターで共有。
- 行政と社協が協力してタウンミーティングを行い、自治会に支えあい活動の必要性を説明。その結果、自治会において要援護者やその支援者の家が記載された地図を作成。

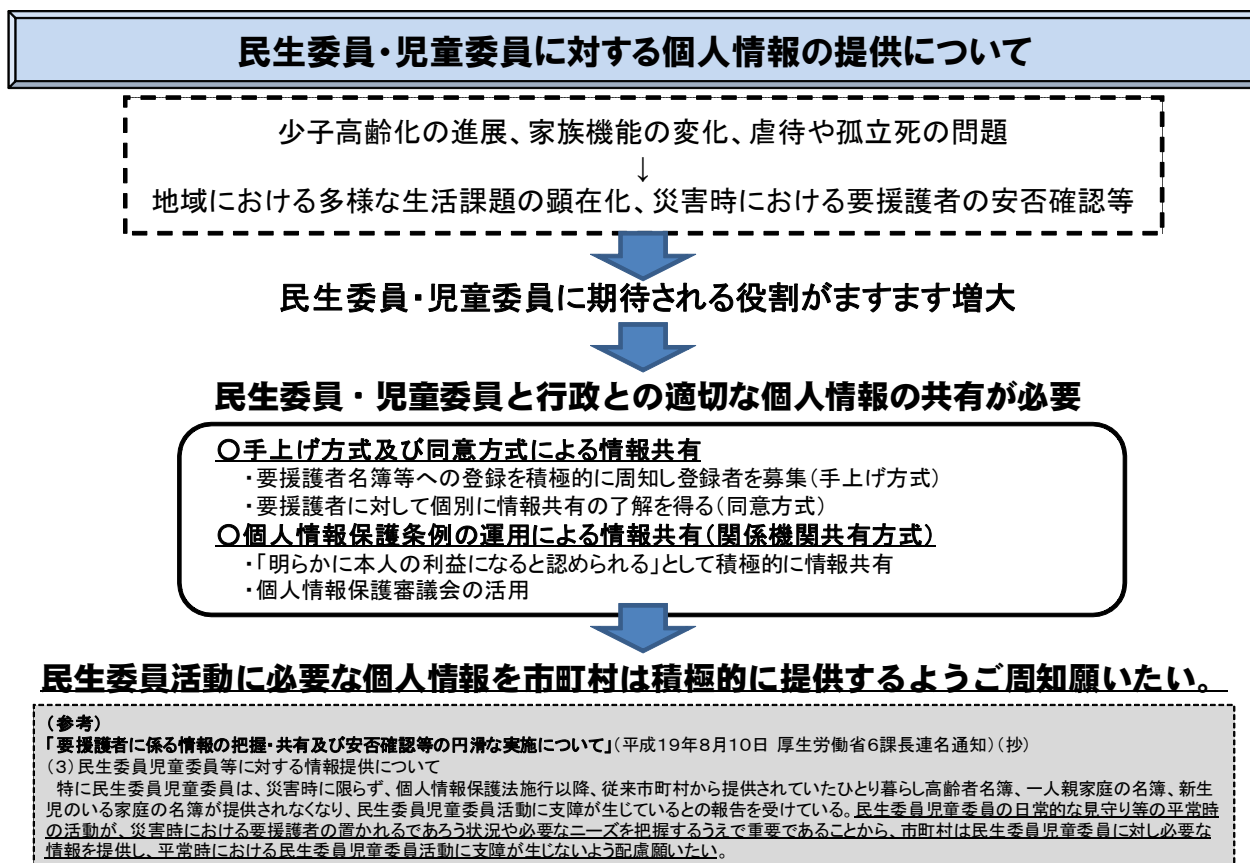
【見守り体制づくり】

- 自治会長や民生委員などで見守りチームを構成するとともに、住民ボランティアの他、新聞配達員、郵便配達員、水道メーター検針員、乳酸菌飲料販売員等と連携し、新聞や郵便物がたまっている等の異常があれば通報し、安否確認を行う仕組みを創設。
- 団地の自治会・民生委員を中心にNPO法人を設立し、支援が必要な一人暮らし世帯等に対する見守りや買い物支援を実施。
- 住民ボランティアに対して一定の研修を行い、一人暮らし高齢者等に対する定期訪問やサービス紹介等を行う。

【自主財源の確保】

- 農家や福祉作業所等と連携し、地域の特産品を活用した製品を製造。売り上げの一部を事業費に充てる。
- 商工会と連携し、一人暮らし高齢者等に対して訪問販売や様々な生活支援サービスを提供する店舗を登録した電話帳を作成し、見守り対象者に対して配布。登録者から広告料を徴収し事業費に充てる。
- 遠方に住んでいる一人暮らし高齢者の家族からの寄付やふるさと納税を活用し、この事業費に充てる仕組みの構築。
- 共同募金や民間事業者による寄付制度の活用、募金箱や寄付金付自動販売機の設置。

3 民生委員に対する個人情報の提供について



2 矯正施設退所者の地域生活定着支援について（総務課）

矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）退所者のうち、高齢又は障害を有する者については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、必要とする福祉サービス等を受けていない人が少なくない状況や、親族等の受入先を得られないまま矯正施設を退所する高齢者、障害者も数多く存在することが明らかになっている。

このため、平成21年度から「地域生活定着支援事業」を実施し、矯正施設に入所中の段階から、福祉サービス等につなげる支援を実施する「地域生活定着支援センター」を各都道府県に整備している。現在未設置県におかれては、事業の実施について積極的に御検討いただき、平成23年度中の設置をお願いしたい。

従来は、矯正施設退所までの帰住先の調整業務が中心であり、退所後の定着支援は十分に実施されてこなかったが、平成24年度においては、矯正施設退所後のフォローアップ、相談支援まで支援を拡大・拡充することとし、より地域への継続的な定着を促進することとした。そのため、各都道府県の「地域生活定着支援センター」と保護観察所が協働して、入所中から退所後まで一貫した相談支援を行う「地域生活定着促進事業」を実施することとしているので、一層の積極的な取り組みについてお願いしたい。

【地域生活定着支援センターの事業】

平成23年度まで、矯正施設入所中から帰住先を調整する①コーディネート業務を中心に実施してきたが、平成24年度からは矯正施設退所後の地域への定着をより促進するため、②フォローアップ業務、③相談支援業務を強化・拡充して実施する。

① コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設の入所者を対象として受入先となる社会福祉施設等のあっせんや福祉サービスの申請支援等を行う。

② フォローアップ業務

矯正施設退所後、矯正施設退所者を受け入れた施設等に対し、処遇上の助言を行い、また対象者のケア会議を開催し、退所後の支援について協議するなど必要な支援を行い、矯正施設退所者の施設等への定着を図る。

③ 相談支援業務

矯正施設退所者等に対し、地域の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じ、面接、助言、訪問などその他必要な支援を行い、地域への継続的な定着を図る。

(参考)

1 地域生活定着支援センター整備状況

○ 平成21年度に開設	11自治体
○ 平成22年度に開設	27自治体
○ 平成23年度に開設	7自治体（平成23年12月現在）
○ 合計	45自治体（平成23年12月現在）

※未設置県 福島県、新潟県

2 平成24年度予算案の概要

- 「セーフティネット支援対策等事業費補助金（237億円）」のメニュー事業として実施。
- 実施主体：都道府県（社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可）
- 補助率：定額（10／10相当）
- 補助単価：具体的な補助単価については検討中
〔矯正施設退所後の受け入れ施設等への相談支援業務の強化・拡充に伴い1か所当たりの事業費（現行1700万円）の増額を予定。〕

3 ひきこもり対策について（総務課）

厚生労働省では、従来から、精神保健福祉、児童福祉、ニート対策において、ひきこもりを含む相談等の取り組みを行ってきたが、

- ① ひきこもりに特化した相談窓口がないため、本人や家族が十分相談できずにいるのではないかと、
- ② 関係機関のネットワークがまだ十分に形成されていないのではないかと、
- ③ 本人又は家族に、ひきこもり施策等の必要な情報が届いていないのではないかなどの課題に対応するため、平成21年度から「ひきこもり対策推進事業」を実施し、ひきこもりに特化した専門相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」を各都道府県・指定都市に整備することとした。

このセンターは、ひきこもり状態にある本人や家族が、地域の中でまずどこに相談したらよいかを明確にすることによって、より支援に結びつきやすくすることを目的としたものであり、本センターに配置されるひきこもり支援コーディネーターを中心に、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する役割を担うものである。

都道府県・指定都市におかれては、本事業の活用により、ひきこもり対策の充実を図ることについて、積極的な取り組みをお願いしたい。

また、平成22年5月に公表された「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」において、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援が有効な支援法とされたことから、平成23年度より、ひきこもり地域支援センターにおいても事業費を増額し、アウトリーチの拡充をしたので、積極的な訪問支援を実施していただきたい。

【ひきこもり地域支援センターの事業】

① 第一次相談窓口と訪問相談支援の業務

ひきこもり本人、家族からの電話・来所・訪問等による相談に応じるとともに、本人の状態に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関へつなげる。
また、家族からの要請等により、巡回訪問などのアウトリーチを実施する。

② 他の関係機関との連携

本人の状態に応じた適切な支援を行うため、関係機関からなる連絡会議を設置し、情報交換等各関係機関間で恒常的な連携を図る。

③ 情報発信

リーフレットの作成等により、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、地域におけるひきこもりに係る関係機関・事業紹介などの情報発信を行う。

(参考)

1 ひきこもり地域支援センター整備状況

- 平成21年度に開設 18自治体
- 平成22年度に開設 10自治体
- 平成23年度に開設 4自治体 (平成23年12月現在)
- 合計 32自治体 (平成23年12月現在)

2 平成24年度予算案の概要

- 「セーフティネット支援対策等事業費補助金(237億円)」のメニュー事業として実施。
- 実施主体：都道府県・指定都市(社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可)
- か所数：都道府県・指定都市に各2か所(合計132か所)
- 補助率：1/2(国1/2、都道府県・指定都市1/2)
- 1か所当たり事業費：1,000万円(児童期・成人期併設型は2,000万円)

(内訳)

(1) 既定分

① ひきこもり支援コーディネーター設置経費

- ・ 謝金(2名(専門職員(社会福祉士、精神保健福祉士等)、一般職員))
- ・ 巡回指導旅費(アウトリーチ旅費含む)

② 関係機関連絡協議会経費

- ・ 委員謝金、委員等旅費、印刷製本費、会議費、会場借料

③ 普及・啓発経費

- ・ 企画検討委員会(委員謝金、委員等旅費、印刷製本費、会議費、会場借料)
- ・ リーフレット作成費

第5 福祉・介護人材について（福祉基盤課）

1 福祉・介護人材確保対策について

（1）福祉・介護人材確保の現状と課題

人口減少社会を迎え、労働力人口は減少する見通しであり、平成20年の労働力人口は約6,600万人であったが、平成37年には約5,800～6,300万人になるものと推計される。

介護分野については、平成23年度の介護職員は約140万人であり、団塊の世代がすべて75歳以上になる平成37年には約213～244万人の介護職員が必要となる見込みである。

また、介護分野で働く介護福祉士については、平成21年は約45.5万人（介護職員に占める介護福祉士の割合は33.9%）であり、ここ数年は、年5万人程度増加している。

近年の介護分野の労働市場の動向をみると、平成18年度から平成20年度にかけて有効求人倍率が急上昇し、その後はリーマンショックの影響等により低下した。しかし、平成22年夏以降、再上昇傾向にあり、介護人材の不足感が再び高まってきている。

（平成18年度：1.74倍→平成20年度：2.20倍→平成22年度1.38倍→平成23年11月1.83倍）

このため、引き続き人材確保対策を講じていくことが重要である。

また、現下の引き続き厳しい状況にある雇用失業情勢の中、人材確保が困難な状況が続いている介護分野は、地域における成長分野と位置づけられ、今後の雇用の受皿として期待されているところである。

（2）介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行について

昨年4月、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の一部改正を含む「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」を国会に提出、同年6月に可決成立し、公布したところである。

各都道府県におかれては、本改正法の内容をご了知の上、円滑な施行に向けて配慮をお願いしたい。

ア 介護福祉士の資格取得方法の見直しの延期と実務者研修等の導入について

介護福祉士養成の在り方やキャリアパスの在り方等について検討を行ってきた「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」の報告書が、昨年1月20日に取りまとめられ、介護人材の安定的確保と資質向上を図る観点から、今般の法改正を行ったところである。

これにより、実務経験者に対する実務者研修の受講義務付けを含めた資格取得方法の見直しについては、3年間施行を延期し、平成27年4月施行とされた。

昨年10月には、実務者研修事業者の要件等について規定する省令を公布するとともに、設置運営指針等の関係通知を発出したところである。

また、イにあるとおり、介護福祉士の業務として喀痰吸引（たんの吸引）等の医療的ケアが導入されることに伴い、介護福祉士の養成課程においても、喀痰吸引等の医療的ケアに関する教育内容を盛り込んだところであり、関係省令及び関係通知を昨年10月に発出したところである。

各都道府県におかれては、管内の介護職員基礎研修や、訪問介護員研修の実施事業者等、実務者研修の実施を検討している事業者等に積極的に広報・啓発を行う等、研修実施主体の参入について特段の配慮をお願いしたい。

また、実務者研修の履修については、既存の介護職員基礎研修や訪問介護研修認知症実践研修等の修了者については、一定程度の読替えも可能である。また地域において社会福祉協議会や各法人等において実施されている研修についても、研修内容に応じて、実務者研修の読替えが可能である。読替え可能な研修メニューを地域の関係機関、関係団体等に広く提供することにより、地域の介護職員の研修機会の拡大、資質の向上につながると考えられるため、関係者に広く周知の上、地方厚生（支）局、管内関係機関、関係団体とも十分連携の上、対応願いたい。

イ 喀痰吸引等の制度の施行について

今般の法改正により、これまで実質的違法性阻却として通知により実施されてきた介護職員等による喀痰吸引等の業務について、法制度として位置付けたところ。

社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、介護福祉士の業務として喀痰吸引等の行為が加わるのは平成27年度の国家試験合格者からとなるが、すでに介護福祉士の資格を有する者、あるいは改正法の施行前に資格を取得した者についても、「認定特定行為業務従事者」として都道府県知事の認定を受ければ喀痰吸引等の業務を行うことは可能である。（平成24年4月施行）

また、すでに通知により喀痰吸引等の行為を行っている者については、一定の経過措置を設けることとしており、昨年11月に経過措置の取扱いを含めた施行通知を発出したところである。

なお、可能となる行為は、昨年10月に公布した省令において、経口内、経鼻内、気管カニューレ内部の喀痰吸引、経鼻経管栄養及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の5つの類型に限定しているところである。

介護職員等が喀痰吸引等の業務を実施するにあたっては、都道府県の登録を受けた登録研修機関において50時間の講義と行為ごとの演習からなる基本研修を修了した後、実地研修を修了する必要がある。

また、喀痰吸引等を行う事業者は、都道府県知事の登録を受ける必要があり、登録を受けるにあたっては、医療との連携体制の確保等を要件とするなど、事業所として安全、適正に業務を行うことができることを要件としている。

本年4月の施行に向け、喀痰吸引等を行う事業所や登録研修機関の登録手続、経過措置対象者への証明証の交付等の準備についても、遺漏のないようよろしくお願いしたい。

また、介護保険施設や障害者関係事業所等で喀痰吸引等の業務を行う介護職員等を養成する「都道府県喀痰吸引等研修事業」並びに、都道府県レベルで喀痰吸引等の研修指導を行う指導者に対して講習を行う「喀痰吸引等指導者講習事業」については、平成24年度から社会・援護局において予算を確保し、関係部局との連携の下、事業を実施することとしている。(詳細については、参考資料2を参照)

各都道府県におかれては、本事業に必要な予算を確保するとともに、人材の確保、養成に向けて積極的な取り組みをお願いしたい。

(3) 福祉・介護人材確保対策の促進

ア 福祉・介護人材確保対策の継続

平成20年度2次補正予算(平成21年度1次補正において積増し)、平成21年度当初予算から実施している福祉・介護人材確保対策は、平成23年度までの事業として各都道府県において実施してきたところである。

これまでの事業の成果により一定の効果が認められるが、前述のとおり、平成37年には約213～244万人の介護職員が必要となる見込みであり、引き続き、福祉・介護人材確保対策を実施する必要があることから、平成23年度4次補正予算(案)において、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の実施期間を平成24年度まで1年間延長することとしている。

なお、これまでの事業の実施状況等を踏まえ、事業内容を以下のとおり見直すこととしているので、各都道府県におかれては、福祉人材センター等の関係団体と連携を図り、管内の福祉・介護人材の確保がより一層進むよう取り組みをお願いしたい。

(詳細については、参考資料3を参照)

【見直し後の事業】 ※福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分

1. 福祉・介護人材参入促進事業
2. 潜在的有資格者等再就業促進事業
3. 福祉・介護人材マッチング機能強化事業
4. 福祉・介護人材キャリアパス支援事業
5. 福祉・介護人材確保対策連携強化事業
6. 各都道府県の実情に応じた独自事業

イ 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充

介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対し修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」については、平成23年度3次補正予算において、被災学生に対する貸付に必要な原資の確保を行うとともに、平成24年度予算(案)においては、貸付対象に実務者研修の受講者を新たに加え、質の高い介護福祉士の安定的な確保を図ることとしているので、各都道府県におかれては、貸付希望者に必要な資金を交付されたい。(詳細については、参考資料4を参照)

(4) 福祉人材センターにおける人材確保対策

ア 被災3県における福祉・介護人材の確保

昨年3月の東日本大震災で被災した岩手県、宮城県、福島県においては、6月以降新規求人数が大幅に増加しているが、新規求職者数は回復していない状況である。

(詳細については、参考資料5を参照)

今後、被災した介護施設等の再開、移転が本格的に進むことから、福祉・介護人材の確保がますます重要となっており、被災3県の福祉人材センターにおいても、就職フェアや出張相談の実施等、人材確保に取り組んでいるところである。

各都道府県におかれても、管内の避難者並びに求職者に対して、被災3県の施設再開情報や求人情報を積極的に提供するよう、都道府県福祉人材センターと調整のうえ、協力をお願いしたい。

イ 中央福祉人材センターにおける取り組み

中央福祉人材センターにおいては、平成24年度から、人材確保対策がより円滑に行えるよう、各都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクを直接訪問し、指導援助を行うこととしているので、ご了知いただくとともに、都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクに周知願いたい。

ウ 都道府県福祉人材センターにおける取り組み

都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクにおいては、福祉・介護人材の就業援助（無料職業紹介事業）や「福祉・介護人材マッチング支援事業（基金事業）」等、福祉・介護人材の確保に取り組んでいるところである。

前述のとおり、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業については期間を延長し、事業内容を見直すこととしているが、福祉・介護人材マッチング支援事業については、これまでの事業に加え、就業後のフォローアップまでを一体的に行えるよう、「福祉・介護人材マッチング機能強化事業」として継続することとしているので、各都道府県におかれては、当該事業の積極的な活用により管内の福祉・介護人材の確保が一層進むよう取り組みをお願いしたい。

エ ハローワーク及び介護労働安定センターとの連携

都道府県福祉人材センターがより効果的に活動するためには、ハローワークとの連携が不可欠であるため、各都道府県におかれては、両組織と調整いただき、利用者の立場に立ったきめ細かなサービスの実施に向けて、より一層連携が図られよう、配慮をお願いしたい。

また、介護労働者の雇用管理の改善のため、相談援助や講習会、調査研究等を行っている介護労働安定センターとの連携についても、福祉・介護人材の就業後の職場定着を図るためには重要であるので、各都道府県におかれては、より一層連携が図られよう、配慮をお願いしたい。

なお、見直し後の基金事業である「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」では、都道府県福祉人材センターが中核的役割を担い、人材確保対策の各事業の連携強化を図ることが可能であるので、労働関係部局等の参加についても調整をお願いしたい。

(5) 福利厚生センターによる福利厚生事業

福利厚生センターは、社会福祉法に基づき厚生労働大臣の指定を受け、社会福祉事業従事者の福利厚生を増進するため、多種多様なサービスを提供している。

これらのサービスは、小規模な社会福祉事業者が単独では実施することが難しい福利厚生事業を全国規模で共同化し、規模のメリットを最大限に活かすことにより、より安価に利用できるものである。各都道府県におかれては、各種説明会等を通じた周知に一層の協力をお願いしたい。(サービス内容等については参考資料6を参照)

(6) 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部(2学科)、大学院(博士前期・後期課程)、専門職大学院(福祉マネジメント研究科)、社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

ア 福祉専門職大学院

専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国唯一の福祉の専門職大学院である。

市町村福祉行政等に助言、指導できる都道府県専門職の養成にも力を入れており、これまでに熊本県(4名)、長崎県(3名)、埼玉県(3名)、東京都(2名)から職員が派遣されるなど、行政機関からの職員派遣が増えており、現職復帰後の活躍が期待されているところであるので、各都道府県におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科(ケアマネジメントコース、ビジネスマネジメントコース)

【第IV期入学試験】

平成24年3月 3日(土)(出願期間 1月27日(金)～2月17日(金))

イ 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、都心の文京区茗荷谷にある文京キャンパスにおいて、

- 福祉・介護分野の職員の資質向上を図るための「スキルアップ講座」
- 福祉事務所等における処遇困難事例の対応策を学ぶ「福祉マイスター道場」
- 福祉経営に携わる職員向けの「福祉経営塾」

を実施している。各都道府県におかれては、職員の派遣について検討するとともに、管内の市町村及び関係団体等への周知をお願いしたい。

(詳細については、大学ホームページ「専門職大学院リカレント講座」を参照願いたい。)

(7) 社会福祉事業従事者に対する研修等

平成24年度において、地方自治体の福祉担当職員及び社会福祉法人経営者等を対象とする社会福祉研修及び通信教育課程を「全国社会福祉協議会中央福祉学院」及び「国立保健医療科学院」において実施することとしている。

ア 全国社会福祉協議会中央福祉学院

全国社会福祉協議会中央福祉学院（ロフォス湘南）においては、社会福祉主事及び社会福祉施設長等の資格認定通信課程、社会福祉法人経営者等を対象とする研修を実施する予定であるため、各都道府県におかれては、管内の市町村及び関係団体等への周知をお願いしたい。（研修内容の詳細については、参考資料7を参照）

イ 国立保健医療科学院

国立保健医療科学院は、社会福祉、保健医療及び生活衛生に関する地方自治体職員などの教育訓練等を行う予定であるため、各都道府県におかれては、職員の受講について検討するとともに、管内の市町村への周知をお願いしたい。（研修内容の詳細については、参考資料8を参照）

(8) 「介護の日」について

介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者、その家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日として、11月11日を「介護の日」と定めているところである。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発等を図っていくため、「介護の日」前後二週間（11月4日から11月17日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

厚生労働省においては、本年度、宮城県庁の協力をいただき、仙台市の東北福祉大学において「震災の介護現場から見えてきたもの」をテーマに「介護の日フォーラム」を開催したところである。また、各地方公共団体においても、地域の実情に応じた様々な啓発活動を積極的に実施していただいたところである。

このように、「介護の日」の普及・啓発に向けて、各地方公共団体等の御尽力をいただいたことに関して、厚く御礼を申し上げます。なお、本年度の各地方公共団体等の取り組みについては、厚生労働省ホームページに掲載しているので参照されたい。

各都道府県におかれては、来年度以降も、管下の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、様々な啓発活動を行っていただくよう、協力願いたい。

2 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて

(1) 現状

経済連携協定（EPA）に基づき、現在、インドネシアとフィリピンの2カ国から、介護福祉士候補者の受入れを行っており、その概要は以下のとおりである。

ア インドネシア（平成20年7月 協定発効）

- ・ 平成20年度 104名の候補者を受入れ
- ・ 平成21年度 189名の候補者を受入れ
- ・ 平成22年度 77名の候補者を受入れ
- ・ 平成23年度 58名の候補者を受入れ

イ フィリピン（平成20年12月 協定発効）

フィリピン人介護福祉士候補者の受入れに関しては、受入施設で就労・研修しながら国家試験の合格を目指す就労コースと、養成施設で就学し資格取得を目指す就学コースの2つが設けられている。

- ・ 平成21年度
 - 【就労コース】 190名の候補者を受入れ
 - 【就学コース】 27名の候補者を受入れ
- ・ 平成22年度
 - 【就労コース】 72名の候補者を受入れ
 - 【就学コース】 10名の候補者を受入れ
- ・ 平成23年度
 - 【就労コース】 61名の候補者を受入れ
 - 【就学コース】 募集なし

(2) 平成24年度の受入れ

平成24年度においては、インドネシア・フィリピンともに、最大で300人の候補者を受け入れることとしており、先般、受入調整機関である（社）国際厚生事業団において、日本側の受入施設の募集を行ったところである。

今後は、日本での就労・研修を希望する候補者の確定、受入施設と候補者とのマッチング及び母国での日本語研修を経て、平成24年5月頃、入国手続を行い、その後、日本語研修を開始する予定である。

(3) 候補者に対する学習支援策（平成24年度予算案）

平成24年1月には、平成20年度に入国したインドネシア人候補者が初めて国家試験を受験する。また、平成24年度は、平成21年度に入国したフィリピン人候補者が初めて国家試験を受験する。

当局においては、意欲と能力のある候補者が一人でも多く試験に合格し、介護福祉士資格を取得できるよう、本年度から介護専門知識習得のための支援を行っているところである。

また、平成24年度予算案においては、新たに、平成20年度受入候補者のうち、介護福祉士の資格を取得できずに帰国した者の再チャレンジを支援するための経費を新たに盛り込んだところである。

その概要は以下のとおりであり、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業については、セーフティネット支援対策等事業費補助金を活用して実施する予定である。各地方公共団体におかれては、管内の受入施設に対する積極的な周知と事業の活用促進をお願いしたい。なお、本事業は地方公共団体に財政負担を求めるものではない。

ア 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

受入施設において実施する候補者に対する日本語学習や介護分野の専門学習に係る経費を補助する。

〔補助率 定額（10／10）
候補者1人当たり年間23.5万円以内〕

※ 対象となる学習経費の例

日本語講師や養成校教員等の受入れ施設への派遣、日本語学校への通学、民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等

イ 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修並びに就労2年目及び3年目の候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信添削指導（定期的な小テスト）を実施する。

また、介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援（模擬試験の実施等）を開始する。

(4) 平成20年度インドネシア人候補者に対する滞在期間の延長の取扱い

「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」（平成23年3月11日閣議決定）に基づき、外交上の配慮の観点から平成20年度に入国したインドネシア人候補者のうち、平成23年度の介護福祉士国家試験に合格しなかった候補者について、

- ・候補者本人から国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること
- ・受入機関により、国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、適切な研修を実施するとの意思が表明されていること
- ・介護福祉士国家試験の得点が一定の水準以上の者であること

等の条件に該当する候補者について、追加的に滞在期間の延長（1年間）を認めることとしている。今後、関係省庁とも協議して、受入機関の要件等に関して検討することとしている。詳細については、別途お知らせするので御了知いただきたい。

(5) ベトナムからの介護福祉士候補者の受入れについて

日越EPAの規定に基づき交渉を行ってきた結果、昨年10月にベトナムから看護師・介護福祉士候補者を受け入れることについて大筋で合意に達したところである。

候補者の受入れに関しては、次のような基本的枠組みについて両国間で一致している。

- ・候補者となるためには、基本的に現地でしかるべく日本語研修を受けることを前提とした上で、一定の日本語能力を有することを条件のひとつとする。
- ・訪日後は、資格取得のため、これまでの我が国が締結したEPAと同様の期間及び滞在資格において滞在を認めるなどの扱いを行う。

今後、受入れの時期等について、ベトナムとの交渉を経て固めていくことになるため、詳細が決定した後、別途お知らせするので、御了知いただきたい。

(6) 各地方公共団体への情報提供等

EPAに関する様々な情報を都道府県等に迅速にお知らせするため、「EPA通信」と題して、電子メールでの情報提供を定期的に行っているところである。これまで、EPAの概要や締結に至るまでの経緯、概算要求の内容、集合研修の概要、受入施設の担当者に対する日本語教育方法に関する説明会の案内等をさせていただいた。

今後とも、適時情報提供を行っていく考えであるが、EPAに関して御不明な点や積極的な情報提供を希望する事項があれば、当局にお知らせ願いたい。

なお、地方公共団体の中には、候補者や受入施設に対する独自の支援策を講じていただいているところもある。今後とも、候補者の円滑な就労・研修に向けた各般のご協力をお願いしたい。

第6 消費生活協同組合の指導・監督について (地域福祉課消費生活協同組合業務室)

1 地域における生協の社会的役割について 【参考資料(第6関係)の1参照】

消費生活協同組合(以下、「生協」という。)は、一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる組織であることから、近年の少子高齢化社会における地域コミュニティや家族の在り方の変化に伴い、益々地域社会への貢献が求められている。

その一つとして、高齢化や人口減少などの影響による高齢者等の孤立防止や見守り、買い物支援等を積極的に行うことが期待される場所である。

具体的には、地域において生協が自治体との協働を積極的に行い、従来から実施している宅配事業の充実のほか、各々の地域において見守り・買い物支援を行う団体と連携し、山間へき地等交通が不便で近隣にスーパーや商店がなく、買い物支援が必要とされる地域の高齢者等に、移動車両による食品の提供等を積極的に行うことが期待される。

このような先進的な取組みによって蓄積されたノウハウは、生協間の連帯により共有され、東日本大震災の被災地における「移動販売」「買い物バス」等の実施に有効に活用されている。

各都道府県におかれても、生協の社会的役割を踏まえ、所管生協が可能な限り高齢者等の見守り・買い物支援等に積極的に取り組むことができるよう、地域におけるニーズの把握、所管生協との意見交換の実施、セーフティネット支援対策等事業費補助金『社会的包摂・「絆」再生事業』の活用等による財政支援を行うなど、必要な指導・支援をお願いしたい。

2 改正法の施行などに伴う共済事業の事業実施における対応について

【参考資料(第6関係)の2参照】

消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号。以下、「法」という。)改正により、生協の共済事業においても、契約者保護を図るために必要な以下の規制が整備されたところである。

- ① 自己資本を充実させ、十分な支払余力を確保するとともに、支払余力を示す比率やそれに基づく早期是正措置を定め、財務の健全性を担保するための措置を規定(法第50条の5等)
- ② 生協が財政的に脆弱な場合、十分に契約者保護が図れない可能性があること

から、共済事業を行う生協が最低限保有しなければならない出資の総額（最低出資金）を規定（法第54条の2等）

- ③ 他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業の健全性を脅かすことを避ける必要があることから、共済事業を行う生協が他の事業を行うことを制限（兼業規制）（法第10条第3項等）

なお、①の事項に関連して、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号。以下、「生協法施行規則」という。）及び消費生活協同組合法施行規程（平成20年厚生労働省告示第139号。以下、「生協法施行規程」という。）を平成22年に改正し、健全性の基準及びその計算方法を定め、平成22年3月期末の決算から各生協において支払余力比率を算出することとなっているところである。これに加え、今年度中に生協法施行規則及び生協法施行規程の改正を行うことにより、

- ① 平成24年3月期末の決算から、参考指標として、同基準による支払余力比率を事業報告書に記載すること及び公衆の縦覧に供することを義務付ける
- ② 平成25年3月期末の決算から、支払余力比率を早期是正措置の指標として適用する

ことを予定している。

各都道府県におかれては、所管生協に対して、財務の健全性を確保する観点から、上記のスケジュールを踏まえつつ、規制に対応できるよう適切な指導・監督をお願いしたい。

3 健全な運営の確保について

生協は、税制においても普通法人に比べ優遇されているように、その社会的責務は非常に大きく、信頼と責任ある経営が求められている。都道府県におかれては、適正な運営体制と事業の健全性が確保されるよう、以下の点についても留意の上、所管する生協の指導に特段のご配慮をお願いしたい。

- ① 員外利用、架空契約及び名義借契約等の発生を防止するための共済募集管理態勢の徹底
- ② 共済事業規約などに基づいた適切な共済金等支払管理態勢の徹底
- ③ 組合員の個人情報管理態勢や出資金及び共済掛金などの管理態勢の徹底
- ④ 事業を利用していない組合員が多数存在する生協においては組合員管理の徹底、休眠状態にある生協においては生協の指導の徹底
- ⑤ 財務状況が悪化している生協、特に、多額の累積赤字を抱えている生協にお

ける経営の健全化

また、新たに設立される生協の認可に当たっては、設立の趣旨や事業計画等について法の趣旨に照らして適切かどうか、また、将来にわたり安定的な事業継続が見込めるかどうか等の観点から、生協関係法令・通知に則り、適正に審査を行ったうえで、判断されるようお願いしたい。

4 セーフティネット支援対策等事業費補助金（消費生活協同組合指導監督事業）の活用について

平成24年度予算（案）においては、生協の指導監督の充実強化を図るため、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」において「消費生活協同組合指導監督事業」（補助率1/2）を引き続き実施することとしているので、本事業の積極的な取り組みをお願いしたい。

特に、共済事業を実施する生協を所管している都道府県におかれては、2に記載の規制に対応できるよう、生協の財務状況を適切に把握しておく必要がある。このため、当該補助金の活用などにより、公認会計士などの助言を得るなど、検査担当者の知識向上を図った上で、生協の監督・検査に努めるようお願いしたい。

5 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、生協が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正に指導されるようお願いしたい。

6 国際協同組合年について

本年は、国連総会宣言により、協同組合の社会的認知度を高め、その発展を促進することなどを目的とした「国際協同組合年」とされている。

国際協同組合年の期間は、各国において、協同組合に関する会議・イベントが開催される予定であり、日本においても、生協を含む各種協同組合や有識者による「2012年国際協同組合年全国実行委員会」が組織され、全国的なイベントが予定されている。

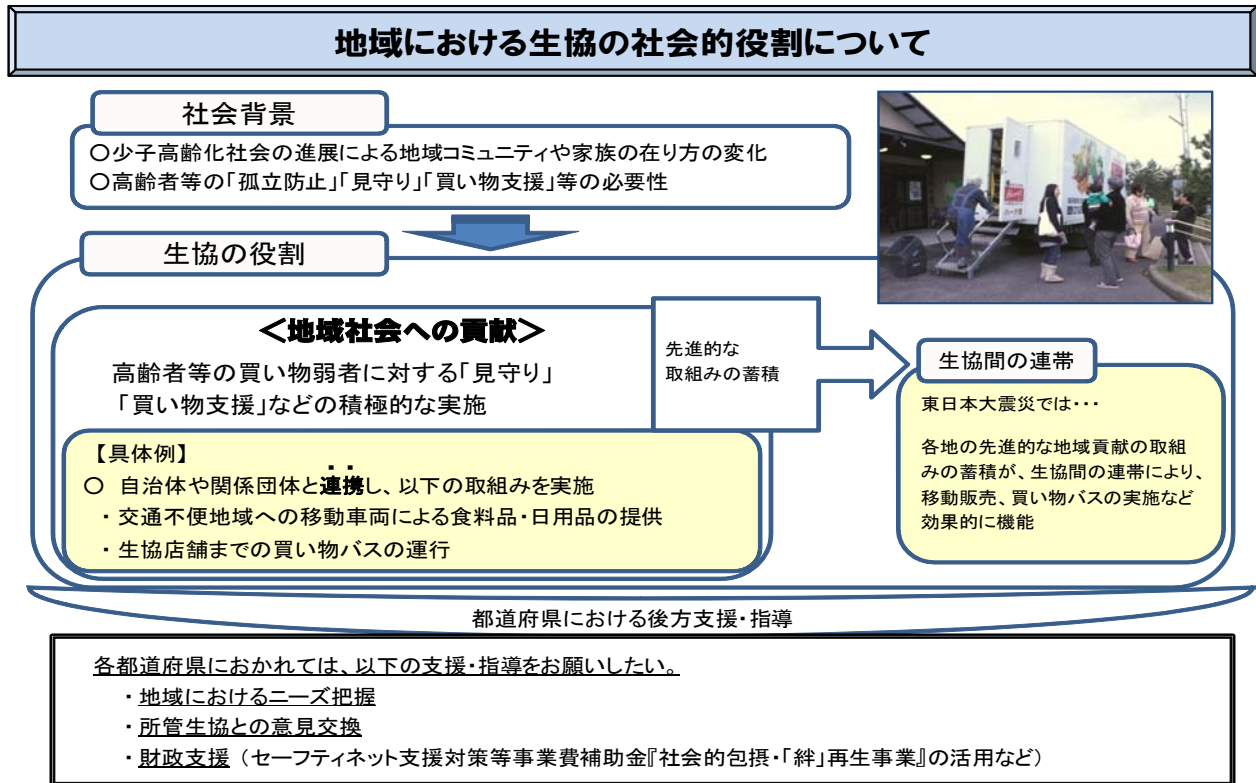
また、都道府県単位でも、昨年12月時点で29道府県に、実行委員会や協同組合間連携協議会が立ち上げられ、様々な取り組みが行われる予定である。

生協を所管する厚生労働省としても、全国的な各種イベントにかかる後援などを

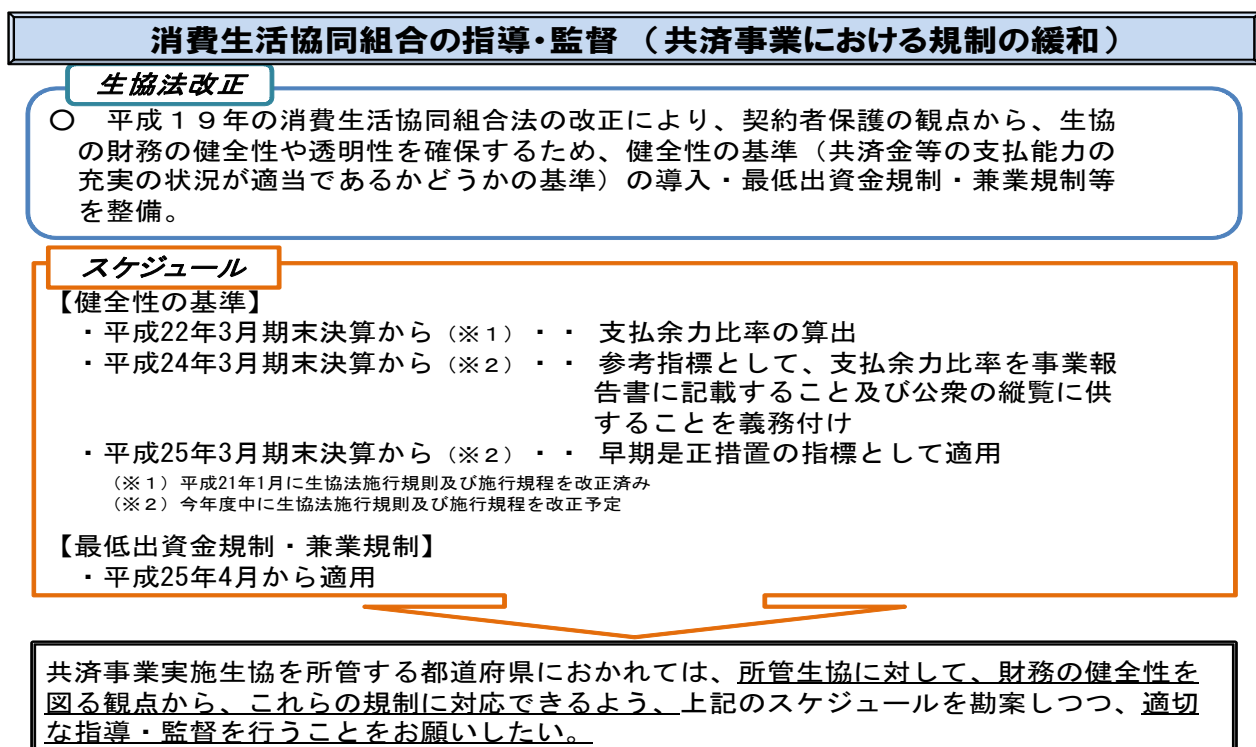
行っていきたいと考えている。各都道府県の生協所管部局におかれても、国際協同組合年の趣旨を踏まえ、関係部署と連携し、積極的な支援を行っていただきたい。

[参考資料（第6関係）]

1 地域における生協の社会的役割について



2 消費生活協同組合の指導・監督（共済事業における規制の対応）



第7 地方改善事業等について（地域福祉課）

1 地域主権戦略大綱における「ひも付き補助金」の一括交付金化について

平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱において、「地域主権」を確立するため国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える「一括交付金」にするとの方針の下、地域主権戦略会議（事務局：内閣府地域主権戦略室）において、現行の補助金、交付金の取扱いについて検討されてきたところである。

地方改善事業費補助金（隣保館運営費等補助金）については、これまで一括交付金の「対象外」とするよう要請してきたところであるが、「経常（サービス）」に係る補助金、交付金については、今後、地方の意見を聞きながら引き続き検討を進めることとなり、平成25年度概算要求時にあらためて検討されることになったのでご了解願いたい。

したがって、平成24年度予算（案）においては、本補助金は「一括交付金化」されていないので、各自治体におかれては、引き続き、本補助金により地方改善事業の推進にお取り組み願いたい。

なお、地方改善施設整備費補助金については、現在のところ、平成23年度より「特定補助金」（3～5年の期限を設定した上で、期限到来時に「廃止」又は「一括交付金化」等を判断するもの）として位置づけられているところである。

2 地方改善事業の実施について

(1) 隣保館運営事業等

隣保館運営事業等については、今後とも多様化する住民ニーズに的確に対応するためには、地域の関係機関と連携することなどが必要であり、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないようご配慮願いたい。

(2) 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民などから特定の団体に独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

(3) アイヌ生活向上関連施策事業

アイヌ生活向上関連施策事業については、北海道が策定した「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第2次）」（平成21年度から平成27年度までの7年間）に基づき事業の推進に努めることとしているので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内市町村に対してご周知願いたい。

なお、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成21年7月）及び第3回アイヌ政策推進会議（平成23年6月）における作業部会報告を踏まえ、現在、「政策推進作業部会」が開催されており、「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会の報告の趣旨を実現するための検討などが行われているのでご了知願いたい（首相官邸ホームページ内「アイヌ政策推進会議」参照）。

3 人権課題に関する啓発等の推進について

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在している。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、近年、一部の自治体、社会福祉協議会が実施する結婚相談事業において、相談申込書や登録カードの記載項目等が基本的人権への配慮を欠いていたとして、改善が行われたという事例が発生したところである。結婚相談事業については、相談者の個人情報扱うこととなることから、基本的人権の尊重及びプライバシーの保護が十分に確保されるよう、引き続き管内市町村などに対して指導願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

第8 独立行政法人福祉医療機構について（福祉基盤課）

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉・医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

1 社会福祉振興助成事業について

社会福祉振興助成事業は、現下の政策課題を踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うことを目的としている。

（1）助成に際しては多様な社会資源を活用し、他の団体との連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有、協働（共同）して創意工夫ある活動を行う事業を重視することとし、平成23年度から助成対象事業を

- 先駆的・独創的な創意工夫ある活動に対して助成を行う「福祉活動支援事業・社会参加促進活動支援事業」
- 複数の団体が連携、ネットワーク化を図り、協働（共同）した創意工夫ある活動に対して助成を行う「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」及び「地域連携活動支援事業」

に見直しており、平成24年度についても引き続き実施していくところである。

（2）平成24年度についてはこれらの取組に加え新規の事業として、災害時において災害弱者（高齢者・障害者等支援が必要な方々）に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図る事業について助成を行うことを検討しているところである。

詳細が決まり次第、機構のホームページ等を通じてお知らせすることとしているので、NPO法人をはじめ各種団体等への周知方について格段のご協力をお願いしたい。

2 福祉貸付事業について

(1) 平成24年度福祉貸付事業について

機構の貸付を取り巻く環境は、財政投融资改革の推進等により厳しさを増してきているが、このような状況の中、東日本大震災の復旧・復興に必要な整備に対応した融資等政策上必要とする貸付原資の確保を図るとともに利用者サービスの更なる向上を図るため、融資条件の緩和等を行うこととしているので、了知の上、管内の社会福祉法人等に対する周知徹底をお願いしたい。

また、機構主催で、平成23年度福祉貸付事業の具体的な取扱方針並びに貸付事務手続き等に関する「福祉貸付事業行政担当者説明会」（平成24年3月23日）が開催される予定（別途機構通知予定）であるので積極的な参加をお願いしたい。

① 貸付規模

資金交付額 3,912億円（うち福祉貸付 2,118億円）

② 貸付条件の見直しについて

別表のとおり

③ 協調融資について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成20年度から福祉貸付全般に範囲を拡大したところであり、協調融資の利用促進について引き続き社会福祉法人に対して、その活用について助言をお願いしたい。（参考資料9参照）

(2) 東日本大震災の復旧・復興に向けた対応について

先般の東日本大震災は社会福祉施設等においても全壊・水没等甚大な被害が出ており、復旧・復興に向けた対応が迅速に求められているところである。

そのため、機構の融資は、被災地における融資相談会の開催、専用ダイヤルの設置による電話相談等を通じて、

○ 災害復旧整備のための融資について融資率100%、無利子等の優遇

○ いわゆる二重ローン状態になる法人に対する貸付条件の変更

等の対応を図り、被災した法人の再建を支援しているところである。

平成24年度においては、被災地の融資相談会における相談体制の強化、また、融資相談会に出席できない法人への訪問相談の充実などを検討しており、引き続き被災地の復旧・復興を支援していくので、積極的に活用していただくよう各社会福祉法人等への周知方について格段のご協力をお願いしたい。

3 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

(1) 平成24年度予算額 (案)	213億円
① 給付予定人員	62,713人
② 給付総額	789億円

(2) 都道府県補助金について

例年、都道府県補助金の交付の遅れが見られ、それに起因した退職手当金の支給遅延も過去に発生している。近年、遅延の改善は見られるものの、一部の県においては未だ補助金の納付が遅れている状況が散見されるところ。

退職手当共済は一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、本制度の円滑な実施のため、平成23年度分に係る補助金の交付が完了していない県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。

また、平成24年度以降においても補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

平成24年度福祉貸付事業の貸付条件の見直し内容について

分類	事項名	見直し内容
新規	1)小規模多機能型居宅介護事業の貸付けの相手方の拡大	貸付けの相手方を法人とする。
	2)障害福祉サービス事業所等の貸付けの相手方の拡大	居宅介護事業、重度訪問介護事業、共同生活介護事業、児童発達支援センター等の貸付けの相手方を法人とする。
	3)児童福祉法の一部改正の施行に伴う障害児関係事業・施設に対する経営資金(つなぎ資金)の貸付け	貸付利率:財投金利(5年)+0.8% 償還期間等:5年以内(うち据置1年以内) 貸付限度額:障害児通所給付費等相当額又は担保評価額に100分の80を乗じて得た額のいずれか低い額
	4)養護老人ホームの老朽化等に伴う建替への無利子貸付について	養護老人ホームの老朽化等に伴う建替について、無利子貸付とする。 ただし、自治体の補助を受けていることを要件とする。
	5)国有地等を活用した社会福祉施設等の高度化事業に係る貸付け	償還期間等:30年以内(うち据置3年以内) 貸付限度額:所要資金の100分の90又は担保評価額に100分の90を乗じて得た額のいずれか低い方
継続	6)アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置の延長	融資率等の優遇措置を平成24年度末まで延長する。
	7)療養病床のケアハウス等への転換に係る優遇措置の延長	融資率等の優遇措置を平成29年度末まで延長する。
	8)障害者の就労支援事業の推進に係る優遇措置の延長	融資率を80%とした上で、優遇措置を平成25年度末まで延長する。
	9)介護基盤の整備に係る融資条件の優遇措置の延長	融資率等の優遇措置を平成24年度末まで延長する。
	10)社会福祉事業施設耐震化に係る融資条件の優遇措置の延長	融資率等の優遇措置を平成24年度末まで延長する。
	11)スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置の延長	融資率等の優遇措置を平成24年度末まで延長する。

第9 社会福祉の基盤整備について（福祉基盤課）

1 社会福祉法人の指導監査について

（1）社会福祉法人の指導監査について

法人の指導監査については、法人運営における関係法令の遵守状況等に特に問題のない法人で、外部監査の実施や施設経営における積極的な取組等を実施している法人については、所轄庁の判断で実地監査を4年に1回とする等の取扱いとしている。

一方で、法人運営に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、法人の現況報告書の確認の結果等により、法人に問題が生じているおそれがあると認められる場合には、所轄庁の判断で随時指導監査を実施することとしているところである。

各都道府県等におかれては、上記の趣旨を踏まえ、指導監査の対象について、法人運営に大きな問題がある法人や、事業活動状況等から問題が生じるおそれがある法人に重点化するなど、より効率的かつ効果的な監査の実施をお願いしたい。また、効率的な監査実施、法人の負担軽減のため、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日 雇児発第4878・社援発第1275号・老発第274号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の規定に基づき、各個別法による施設・事業の監査と並行して行われるよう努められたい。

法人運営に大きな問題がある法人に対しては、関係部局等と十分連絡調整する等組織的な対応を行うとともに、問題の是正改善が図られるまでの間必要に応じ随時指導監査等を実施する等、徹底した改善をお願いしたい。

なお、法令違反等が明らかになった場合には、社会福祉法第56条の規定に基づき、改善命令、業務停止命令、理事の解職勧告、法人の解散命令等も検討のうえ、適切な改善措置を実施されたい。

さらに、不祥事例の未然防止のため、理事会機能の強化、監事監査の強化、会計経理事務に係る内部牽制体制の確立及び徹底などについて、社会福祉法人認可通知等の規定に基づき、引き続き重点的な指導をお願いすると共に、各所轄庁においては、行政手続法等を踏まえた適切な指導監査を行うように努められたい。

また、東日本大震災の発生に伴い、被災地の社会福祉法人においては、未だ災害復旧に対応している状況等を鑑み、被災地における社会福祉法人の指導監査については、実態を踏まえ弾力的に対応していただくよう配慮されたい。

(2) 一般市への権限移譲について

昨年8月、社会福祉法が改正され、所轄庁について主たる事務所が市の区域にある法人（地区社会福祉協議会である社会福祉法人を除く。）であってその行う事業が当該市の区域を越えない法人に限って、平成25年4月から当該市が所轄庁となる。

このため、一般市に所轄庁の権限が移譲となる対象法人を把握するとともに、一般市に対し事務処理内容や個別法人の説明等権限移譲が円滑に進むよう、対応をお願いしたい。

(3) 個人が法人に寄附を行った場合における税額控除制度の周知について

昨年6月、租税特別措置法が改正されたことに伴い、個人が一定の要件を満たした法人へ寄附金を支出した場合、所得控除制度に加えて、税額控除制度との選択適用を可能とし、平成23年分から適用することとされた。

しかしながら、未だ利用状況が低く、周知が不十分なためではないかと推察されるため、都道府県等におかれては、所管法人に対して積極的に周知いただくようお願いしたい。また、ホームページ等を活用し、住民等への広報を併せてお願いしたい。

《参照通知等》

・「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等について」

(平成23年8月2日社会・援護局福祉基盤課長通知)

2 社会福祉施設の耐震化、防災対策について

(1) 社会福祉施設等の耐震化について

耐震化整備については、平成21年度補正予算により各都道府県に造成された「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」等により計画的に整備が進められているところであるが、

- 平成23年度第3次補正予算において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の積み増しを行うとともに、事業実施期限を1年延長（平成24年度中に着手した事業についても交付の対象とする）する改正（「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の運営について」の一部改正について（平成23年11月30日）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）を行ったこと、
- 会計検査院より平成22年度決算検査報告において、国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の執行率が全般的に低い（28.5%）との指摘がなされたこと、
- 平成22年9月に実施した、「社会福祉施設等の耐震化に関する追加状況調査」の調査結果によると全国の耐震化率が81%（参考資料10参照）となっているが、各都道府県・指定都市・中核市別に見ると耐震化率にばらつきが見受けられることから、

社会福祉施設等は自力で避難することが困難な者が多く利用されている施設であるため、全ての社会福祉施設等において耐震化が図られることが望ましいが、特に耐震化率の低い都道府県・指定都市・中核市にあっては、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等を積極的に活用していただき、計画的に耐震化整備が図られるよう社会福祉施設等に対してご指導をお願いするとともに当該基金の早期執行をお願いしたい。

なお、耐震診断を行う場合は国土交通省の「住宅・建築物安全ストック形成事業（社会資本整備総合交付金において実施）」（国土交通省1/3、地方公共団体1/3、民間事業者1/3）（参考資料11参照）が活用できますので、関係部局と連携を図って交付の手続きを行われたい。詳細については国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（国土交通省代表：03-5253-8111）まで照会いただくようお願いしたい。

耐震化整備を行う際、設置者負担の準備ができないため整備が進まない社会福祉法人等においては、独立行政法人福祉医療機構において、耐震化整備事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）を平成24年度も引き続き実施することとしていることから、その活用方の周知も併せてお願いしたい。

スプリンクラー整備については、消防法施行令の改正に伴い、平成24年3月末までに設置することが義務付けられていることから、設置義務のある施設の設置状況を確認していただき、防災安全上の観点から、未設置の施設にあつては早急に整備に着手するよう管内社会福祉施設等に周知するとともに適正な指導をお願いしたい。

(2) 社会福祉施設等の防災対策について

ア 社会福祉施設等の防災対策への取り組み

社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導するとともに、指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いしたい。

- ① 火災発生の未然防止
- ② 火災発生時の早期通報・連絡
- ③ 初期消化対策
- ④ 夜間防火管理体制
- ⑤ 避難対策
- ⑥ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦ 各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

- ① 施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- ② 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- ③ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護
- ④ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
(昭和62年9月18日社施第107号)
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」
(平成10年8月31日社援第2153号)
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」
(平成11年1月29日社援第212号)

イ 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画願いたい。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いしたい。

3 社会福祉施設の運営等について

(1) 社会福祉施設の運営

ア 施設の役割と適正な運営管理の推進

(ア) 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の取り組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、適切な指導をお願いしたい。

また、積極的に利用者・家族等とのコミュニケーションを図ることや、苦情解決への取り組みを実施することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取り組みを推進することが重要であり、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

(イ) 社会福祉施設の運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないように施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いしたい。

イ 感染症の予防対策等

(ア) インフルエンザは毎年冬期に流行を繰り返し、近年においては、高齢者施設における集団感染等の問題が指摘されており、社会福祉施設等においても十分な注意が必要とされている。都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、平成23年11月18日付け「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

(参考)

○厚生労働省ホームページ「今冬のインフルエンザ総合対策」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza1/index.html>

○インフルエンザQ&A（平成23年度）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

○インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

○国立感染症研究所感染症情報センターホームページ

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

(イ) 社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」
（平成23年12月13日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」
（平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「ノロウイルスに関するQ&Aについて」
（平成18年12月8日雇児総発第1208001号、社援基発第1208001号、障企発第1208001号、老計発第1208001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
（平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
（平成15年7月25日社援基発第725001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設における衛生管理について」
（平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

なお、社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「当面のウィルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
(平成13年4月24日健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)、
C型肝炎について(一般的なQ&A)(平成18年3月)

(2) 福祉サービス第三者評価推進事業について

福祉サービスを提供する事業者のサービスの質を、公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価事業」は、個々の事業者が施設運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とした事業であるが、現在の通知が発出されて以降、受審が進んでいない都道府県も見受けられる。(参考資料12参照)

都道府県におかれては、本事業の推進のため、必要な人員を配置するなど体制を整えていただき、法人経営者、施設長、利用者及びその家族等に対する本事業の広報活動、関係者出席の会議や説明会等の機会における制度説明などの取組、都道府県推進組織の支援をお願いしたい。

なお、現在、全国社会福祉協議会福祉サービス第三者評価事業に関する評価基準等委員会において

- ① 第三者評価の進め方の検討
- ② 高齢者施設版評価基準の検討
- ③ 社会的養護施設版評価基準の検討

を行っており、年度内にはお示しする予定であるため、都道府県推進組織と連携の上、対応をお願いしたい。

(3) 社会福祉法人新会計基準について

ア 社会福祉法人新会計基準の概要

法人の会計処理については、「社会福祉法人会計基準」のほか、「老人福祉施設指導指針」や「老健準則」等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

また、社会経済状況の変化に対応した一層の効率的な法人経営とともに、公的資金や寄附金等を受け入れていることから経営実態をより正確に反映して国民や寄附者に示せるよう、事業の効率性に関する情報や事業活動状況の透明化が求められる。

こうしたことから、平成20年度より、日本公認会計士協会の協力のもと、法人の会計基準一元化に向けての検討を行っていたが、平成23年7月に「社会福祉法人会計基準」を通知したところであり、その概要は参考資料13のとおりである。

なお、移行期間については、事務体制が整い、実施が可能な法人においては平成24年度（予算）から移行し、平成27年度（予算）には全ての法人において移行することとしている。

都道府県等におかれては、社会福祉法人新会計基準への円滑な移行が図られるよう管内社会福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

イ 研修体制について

セーフティネット支援対策等事業費補助金において、「社会福祉法人会計基準（一元化）研修事業」を新設し、各都道府県・指定都市・中核市が所管の社会福祉法人の会計担当職員等に対する研修を開催した場合、その開催経費を補助（補助率1/2）しており、平成24年度においても引き続き実施する予定である。

なお、自治体職員向けの研修については、例年5月から6月に国立保健医療科学院において行われる社会福祉法人指導監査研修の中で、社会福祉法人会計基準に関する研修を開催することを予定しているため、積極的な参加をお願いしたい。

（4）社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

ア 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成22年11月の第2回フォローアップ調査結果に基づき、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設について、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導の徹底をお願いしたい。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第2回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成22年11月9日雇児発1109第3号、社援発1109第1号、障発1109第1号、老発1109第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

イ 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象としており、積極的な活用を図り、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

また、独立行政法人福祉医療機構において、アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）を平成24年度も引き続き実施することとしており、その活用方の周知も併せてお願いしたい。

第 10 災害対策等について（災害救助・救援対策室）

1 東日本大震災を踏まえての防災態勢の強化について

平成 23 年 3 月 11 日、三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の国内観測史上最大の巨大地震が発生した。

それにより発生した大津波は、宮城県、岩手県、福島県を中心に、東日本太平洋岸一帯に甚大な被害をもたらした。

既に地震発生から 10 か月余が経過したが、これまでの災害救助法での対応、当面するいくつかの主要課題について、説明する。

（1）被害状況の迅速な把握について

被害状況の把握については、災害救助法（以下「法」という。）の適用判断の基礎となるだけではなく、救助の早期実施や、救助の種類、その程度、方法及び期間等の決定にも重大な影響を及ぼすものであることから、迅速に行われたい。

特に東日本大震災においては、津波被害によりライフラインや通信ラインの途絶だけではなく、自治体の庁舎が被災したことにより、早期に正確な被害情報を得ることが困難であった。

都道府県は市町村からの情報をもとに法の適用を早急に検討し、迅速に応急救助を実施する必要があるため、日頃より市町村の被害状況の把握方法について、情報収集・連絡手段等の複数方法を検討しておくとともに、常日頃から被害状況等を迅速に都道府県へ報告させることを徹底されたい。

（2）避難所の運営等について

避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合は、次の設備や備品等を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講じること。

なお、整備にあたっては、購入による整備の他、必要に応じてリース等の活用も図るとともに、関係事業者等と協定を結ぶなど事前

準備を図りたい。

- ① 畳・マット・カーペット等の整備
- ② 間仕切り用パーティションの設置
- ③ 冷暖房機器、テレビ、ラジオの設置
- ④ 仮設洗濯場（洗濯機・乾燥機を含む）・簡易シャワー・仮設風呂等の設置
- ⑤ 仮設トイレの設置（高齢者、障害者等の災害時要援護者が使いやすい洋式の仮設トイレを必要に応じて設置すること）

また、上記の整備に加え、女性用の更衣室や乳幼児がいる女性への配慮としての授乳室の設置など、女性や子育て家庭のニーズに配慮するため、避難所の運営に女性の参画を推進するとともに、避難所の開設については、女性のニーズや視点を取り入れるなどの工夫をすること。

（3）福祉避難所の設置・推進について

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等にあっては、一般の避難所では生活に支障をきたすことがあるため、避難所生活において何らかの特別な配慮が必要となる。そのため、それらの者に対して適切にサービスを提供する避難所として、福祉避難所の設置及びその推進が求められているところである。

厚生労働省としては、福祉避難所の設置・活用の促進のため「福祉避難所設置運営に関するガイドライン」（平成20年6月）をお示しするとともに、毎年、災害救助担当者全国会議等を通じて、周知等に努めているところであるが、平成23年3月末現在、合計で7,546か所、1か所以上指定済の市町村割合は41.8%である。

各都道府県におかれては、同ガイドラインを参考として、改めて、管内市町村に対して、福祉避難所の一層の周知を図るとともに、次の事項についても留意しつつ、福祉避難所に対する理解と事前指定の推進に向けた取り組みをお願いしたい。

なお、都道府県におかれては、福祉避難所に適した施設と人材の

確保について、広域的な視点での調整を図りつつ、管内市町村への支援を行うようお願いしたい。

- 量的確保のため、あらかじめ適切な施設（具体的には、耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー）された施設）の指定や介助員等の派遣の体制について関係団体と協定を結ぶなど事前準備を進められたいこと。
- 災害時要援護者の生活必需品として、紙おむつ、ストーマ用装具等消耗器材があげられるが、災害時、円滑な供給体制が図られるよう、平常時から、備蓄又は関係団体等との協定を結ぶなど事前準備を進められたいこと（なお、災害救助基金により紙おむつ、ストーマ用装具等消耗器材の備蓄が可能である。）。
- 高齢者、障害者等の特別の配慮が必要な方のための避難所である福祉避難所を設置した場合、次のような特別の配慮のための実費を加算することができることとなっていること。
 - ① 概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員・手話通訳等の配置
 - ② 高齢者、障害者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の費用
 - ③ 紙おむつ、ストーマ用装具など要援護者の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材、食事の費用
- 社会福祉施設への緊急入所、緊急ショートステイ等による対応で生じる費用については、介護保険制度等による対応となるため、法による救助の対象とはならないので留意願いたいこと。

(参考) 東日本大震災における福祉避難所の課題等

- 急きょ、福祉避難所に指定した避難所は、避難者の日常生活に必要な機能、設備（ベッド、車イス、杖等）が十分ではなく、避難者に少なからぬ負担をかけた。
 - 災害時に備えての生活支援物資の備蓄について検討を進める必要がある。
- 福祉避難所における医療・福祉職員の確保・配置や避難者の病院通院への交通手段の確保等について、担当部署が体制を構築するまでに時間を要した。
 - 防災・福祉・医療等の関係部局において、災害時における連携・協力がスムーズに行えるような体制を構築する必要がある。

(4) 応急仮設住宅等の提供について

応急仮設住宅の建設については、大規模災害時に大量の設置が必要となる事態に備え、市町村と調整を図り、事前に建設可能な土地を選定し、候補地リストを作成しておくとともに、施工業者と事前に協定を結ぶなど準備をされたい。

また、応急仮設住宅の建設にあたっては、手すり、スロープの設置や敷地内通路を簡易舗装するなど、できる限り物理的障壁の除去された（バリアフリー）仕様とすること。

なお、応急仮設住宅の建設だけではなく、民間賃貸住宅等を借り上げて対応することも可能であるので、都道府県は管内業界団体と協定を結ぶなどにより、日頃から民間賃貸住宅の空き住戸の把握や、災害発生時の入居手続き等の確認をするなどにより、早期の避難所の解消に向けた取り組みを行うこと。

(5) 住宅の応急修理制度について

住宅の応急修理については、委任を受ける市町村が迅速に取りかかるよう予め実施要領を作成し、市町村職員に対して研修等で周知するとともに、工務店等の応急修理を実施する事業者の指定を行

い、名簿を作成しておくなどの準備をされたい。

なお、住家の被害認定については、市町村の関係職員にとって建築関係で専門的な視野に立って処理しなければならない面もあることから、予め他の地方公共団体と人材派遣の協定を結ぶなど、応援、協力体制を整えておくようお願いしたい。

(6) 医療（救護班）について

災害が発生した場合には、必要に応じ速やかに救護班を編成・派遣し、災害のため医療の途を失った者に対して法による医療を実施する必要がある。

このため、災害発生直後の混乱期に、迅速に救護班の活動を開始できるよう、予め公立病院、日本赤十字社等の協力を得て救護班を編成しておくとともに、必要に応じ地域医師会等とも連携を図れる体制や救護班の活動を調整する仕組みの構築を確立しておくようお願いしたい。

2 災害救助法の運用について

都道府県は、法における応急救助の実施主体であることから、大規模災害が発生した場合には、管内市町村への強いリーダーシップを発揮することが求められる。

このため、特に次の事項に留意され平常時に準備していただくとともに、災害時には迅速な対応を図られたい。

(1) 法適用の判断について

法適用の決定については、法施行令第1条第1項に定めており、基本的には、同項第1号、第2号及び第3号前段で、市町村又は都道府県の区域内の人口に応じて適用の基準となる滅失世帯数を定め、被害住家の数で判断することになっている。

しかしながら、この滅失世帯数に達しない場合であっても、同項第3号後段及び第4号に該当する場合、法を適用することが可能と

なっている。

特に、同項第4号については、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とするなど、厚生労働省令で定める基準に該当する場合にも法を適用することが可能であり、迅速な救助を実施できるようになっているので、適用にあたっては、法施行令第1条第1項のどの規定に合致するか十分検討のうえ判断をお願いしたい。

法の適用は都道府県知事が行うことから、指定都市及び中核市に対しても、他の市町村と同様、密接に連絡を取り、被害状況等を把握するよう努められたい。

(2) 応急救助の実施状況の把握について

都道府県におかれては、救助に関する事務の一部を市町村に委任した場合には、応急救助の実施主体として、常に市町村に委任した事務の状況把握に努めるとともに、万一、市町村において事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、都道府県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努められたい。

また、法適用後においては、被害状況、法に基づく救助の実施状況を逐次把握し、情報提供を行うよう市町村に依頼するとともに、当室に対してもその内容について逐次情報提供されたい。

なお、法による応急救助の実施に当たっては、法担当部局のみならず、消防、保健、福祉、住宅などの部局との役割分担及び連携方法を平常時において明確にされたいこと。

(3) 特別基準について

法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成12年3月31日厚生省告示第144号。以下「一般基準」という。）に基づき実施されているところであるが、被害の状況等によっては、一般基準では対応できな

い場合もあるので、特別基準を設定することが可能となっている。特別基準を設定する場合には、速やかに厚生労働省に協議（まずは電話による協議で可）され、災害現場の状況を踏まえた適切な応急救助が実施されるよう留意されたい。

（参考）法施行令第9条

第1項 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

第2項 前項の厚生労働大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

（4）災害時要援護者への対応について

高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難支援対策の推進については、災害による人的被害を軽減する上で、喫緊の課題である。

このような認識の下、政府全体として「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成18年3月改定）」、「災害時要援護者対策の進め方について（平成19年4月）」のとりまとめや「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン（平成20年4月）」において、避難支援プランの全体計画等の策定等、様々な取り組みを行ってきたところである。

各市町村における災害時要援護者の避難支援対策の取り組み（避難支援プランの全体計画の策定、個別計画の策定、災害時要援護者名簿の整備等）と併せて、福祉避難所の必要数等についての把握を行うなど、一体的な推進を図られたいこと。

なお、今後内閣府において、東日本大震災における災害時要援護者の避難状況を踏まえ、ガイドラインの見直しを含め災害時要援護者の避難支援についての検討が行われることとなっている。

(5) 局地的な大雨

近年、局地的な大雨が各地で観測されている。このような局地的大雨は、急激に天候が変化し、非常に強い雨が降るため、降った雨が低い場所へ一気に流れ込み、急な河川の増水や冠水など、短時間でも大きな被害が発生するとともに、狭いエリアでの大雨のため、状況の把握が困難である。

法による救助は、災害発生直後の応急救助を実施するものであり、災害により現に救助を必要とする者に対して行うものであるため、法に基づく適切な応急救助を行うためには、とりわけ迅速な情報把握が不可欠である。

悪天候時に、最新の気象情報を把握し、周辺の河川や冠水危険地域の状況等について、逐次情報収集を行うのは当然のこと、平時より情報収集手段、被害状況の把握方法等について再点検を行い、災害の発生時には、より迅速な情報収集と情報伝達が図られるよう、十分な準備をお願いしたい。

(参考) 床上浸水の被害認定について

- 床上浸水の被害認定については、内閣府より「浸水等による住家被害の認定について（平成16年10月28日政防第842号）」が発出されている。

(6) 降積雪期における防災体制の強化

過去の自然災害をみると、降積雪期においては、雪下ろし等除雪作業中の事故や雪崩による犠牲者が発生している状況にある。

昨年は、降雪により、これを放置すれば住宅の倒壊より多数の者の生命及び身体に危害を受ける恐れが生じるため、平成18年豪雪以来5年ぶりに、法の適用があった。

今期においても、大雪による災害の発生に十分注意を払い、発災のおそれが生じた場合には迅速な対応がなされるよう、態勢の整備を図られたい（平成23年12月19日付通知参照）。

(7) 災害救助対策事業について

本事業は、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、法による応急救助の円滑な実施に資するため、都道府県が管内市町村の関係職員を対象とした実務的な研修や地域住民に対する広報・啓発等の基盤整備を行うものである。

このような事業趣旨と各自治体における災害対応時の経験、地域住民の要望等を踏まえ、地域の特性等に配慮した防災体制強化の観点から、被害の軽減、未然の防止をねらいとして、本事業を積極的に活用されたい。

なお、本事業は事業の趣旨に合う内容であれば、法担当部局以外の部局が実施する事業についても補助対象とすることとしているので、消防、保健、福祉、住宅などの関連部局間で連絡調整のうえ、十分な活用をお願いしたい。

(8) 災害弔慰金等

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けについては、市町村が迅速かつ的確に事務を遂行できるよう制度の周知等に特段の配慮を願いたい。

特に、2以上の都道府県において災害救助法が適用された場合には、同一の災害により生じた被害で、法が適用されていない市町村の被害も災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給対象となるので留意願いたい。

なお、日本赤十字社等に寄せられた東日本大震災に係る義援金の配付の遅れについて、多くのご指摘を頂いたところである。

義援金の受付団体である日本赤十字社等は、その指摘を真摯に受け止めることが必要であるが、各自治体においても被災者への速やかな生活支援を行う観点から、平時より被災者の支援に必要なシステムの導入を図ることが重要である。

そのため、総務省も推奨する「被災者支援システム(※)」など

の被災者情報を集約するシステムを活用するなど、災害時の被災者支援に活用されたい。

また、今回の東日本大震災に係る義援金の配分対象となった15都道府県においては、日本赤十字社等の義援金受付団体が設置した「義援金配分割合決定委員会」の第2次配分に当たっての共通認識（6月6日会合）に基づき、監査と併せて、配分基準や配分実績等について速やかに公表し、義援金の配付に係る透明性を確保するようお願いする。

（※）被災者支援システム

- 兵庫県西宮市が阪神・淡路大震災の時に開発した被災者情報を集約するシステム。
- 世帯毎に①犠牲者の有無、②家屋の状態、③避難先、④罹災証明書発行の履歴、⑤銀行口座番号、⑥義援金の支給状況など、支援に必要なデータを住民基本台帳のデータを一括して管理。
- 総務省が平成21年にCD-Rで全国の自治体に配付。財団法人地方自治情報センターが管理しており無料で公開。

3 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）について

国民保護法施行以降、国民保護計画の策定が進んだことなどから、今後は、運用面での実効性を高めていく段階に至っており、各都道府県においては国民保護訓練を実施することが有効であると考えられるので、取り組まれない。

なお、国と地方が共同して国民保護訓練を実施する場合、この共同訓練に要した費用については、所定の経費を除き国庫負担の対象となっているので申し添える。

予 算 概 要

平成24年度予算（案）の概要

社会・援護局(社会)

平成24年度予算（案）	2兆9,452億円 [※]
平成23年度当初予算額	2兆6,669億円
差 引	2,784億円 (対前年度伸率 10.4%)

※ 復興庁計上分を含む。

主要事項

- 生活保護費負担金 2兆5,676億円 → 2兆7,924億円
- セーフティネット支援対策等事業費補助金 200億円 → 237億円

東日本大震災復旧・復興経費

- 災害救助費等負担金（東日本大震災分） 494億円
- 社会福祉振興助成費補助金（災害対策分） 5億円
- 日本社会事業大学における防災・節電対策 4億円

I 生活保護制度の適正な実施

1 生活保護受給者等の就労・自立支援対策（トランポリン機能）の強化（新規） 【セーフティネット支援対策等事業費補助金 237 億円の内数】

生活保護受給者や生活保護に至るおそれのある者のうち、通常就労支援では直ちに就職には結びつきにくい者を対象に、生活のリズムづくりなど基本的な日常生活習慣の改善支援、就職に結びつきやすい清掃・警備・介護などの基礎技能の習得支援、能力に合わせたきめ細かい個別求人開拓等の取組を総合的に実施する。

2 子どもの貧困対策の充実（「貧困の連鎖」の防止）（一部重点化） 【セーフティネット支援対策等事業費補助金 237 億円の内数】

生活保護世帯の子どもやその親への養育相談・学習支援等を実施することにより、生活保護世帯の子どもが大人になって再び生活保護を受給するといった「貧困の連鎖」の防止を図る。

3 後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正化対策の推進（新規） 【セーフティネット支援対策等事業費補助金 237 億円の内数】

医療全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいる中、生活保護でも後発医薬品の更なる使用促進を図るため、福祉事務所に「医療扶助相談・指導員（仮称）」を配置し、受給者へ後発医薬品に関して説明し、理解を求め、後発医薬品を一旦服用することを促すとともに、医療機関・薬局への周知・協力依頼を行うほか、電子レセプトを活用した点検を強化するなど、医療扶助の適正化を推進する。

4 「福祉から就労」支援事業の拡充 【職業安定局計上】

東日本大震災の影響等による生活保護受給者の急増を踏まえ、自治体とハローワークの協定等による連携を基盤とし、福祉給付受給者を対象に、受給申請等の段階からの早期アプローチ、求人開拓、能力開発を通じたマッチングや定着に向けたフォローアップ等を重点に就労支援の強化を図る。

5 生活保護費 2兆8,319億円

(1) 保護費負担金	2兆7,924億円
(2) 保護施設事務費負担金	282億円
(3) 生活保護指導監査委託費	20億円

Ⅱ 地域社会の再構築

1 地域生活定着促進事業の実施（一部重点化）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 237億円の内数】

高齢又は障害により自立が困難な矯正施設退所者の社会復帰や地域生活への定着をより促進するため、各都道府県の「地域生活定着支援センター」と保護観察所が協働して、入所中から退所後まで一貫した相談支援を行う。

2 地域人材活用支援事業（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 237億円の内数】

定年退職者等が持っている資格やノウハウを地域に還元し、活躍の場に結びつけるコーディネーターを養成・配置し、高齢者や障害者など社会的弱者等に対する支援を行うことにより、地域の再生・支え合い体制の構築を行う。

3 社会福祉振興助成費補助金

24億円

（うち、復旧・復興経費分 5億円）

政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援することを目的に、民間の創意工夫ある事業に対し助成を行う。

また、災害時において災害弱者（高齢者・障害者等支援が必要な方々）に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図る。

Ⅲ 災害救助法による災害救助

災害救助費等負担金

496億円

（うち、復旧・復興経費分 494億円）

東日本大震災による被災者の方々の住居の安定を図るなど、応急救助に必要な経費を負担する。

IV 経済連携協定の円滑な実施（外国人介護福祉士候補者への支援）

1 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業の実施

56百万円

経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、介護導入研修を行うとともに受入施設に対する巡回指導・相談を行う。

2 外国人介護福祉士候補者に対する学習支援の実施

（1）外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金237億円の内数】

外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設が実施する日本語や介護分野の専門知識等の学習に対する支援を行う。

（候補者一人当たり定額（23.5万円以内）を助成）

（2）外国人介護福祉士候補者学習支援事業の実施

121百万円

受入施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修並びに就労2年目及び3年目の候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信添削指導（定期的な小テスト）を実施する。

また、介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援（模擬試験の実施等）を開始する。

V 福祉・介護人材確保対策の推進

1 福祉・介護人材の確保の推進

(1) 介護職員等によるたん吸引等の研修の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 237 億円の内数】

介護保険施設や障害者関係事業所等で喀痰吸引等業務を行う介護職員等を養成するため、都道府県レベルで研修を実施する。

(2) 福祉人材確保推進事業

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 237 億円の内数】

介護福祉士等修学資金貸付事業において、貸付対象に実務者研修受講者を加え、質の高い介護福祉士の安定的な確保を図る。

また、福祉・介護人材の確保を推進するため、都道府県に設置された福祉人材センターにおいて、求人・求職情報の収集・提供、介護・福祉従事者に対する研修等の事業を実施する。

(3) 中央福祉人材センター運営事業費 38 百万円

(4) 福利厚生センター運営事業費 66 百万円

2 指導的福祉人材の養成等

(1) 社会事業学校経営委託費等

7 億円

(うち、復旧・復興経費分 4 億円)

日本社会事業大学において、介護サービスの質の向上を図るため、「介護福祉学」を確立するための研究を実施する。

また、施設の改修等を実施し、学生等の安全の確保を図り、復興を支える福祉・介護人材の養成を推進する。

(2) 社会福祉職員研修センター経営委託費

36 百万円

VI 社会福祉施設等に対する支援

1 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

- ① 貸付枠の確保
- | | |
|--------|----------|
| ・資金交付額 | 3, 912億円 |
| ・福祉貸付 | 2, 118億円 |
| ・医療貸付 | 1, 794億円 |

② 福祉貸付事業における貸付条件の改善等

(貸付条件の改善)

- ・小規模多機能型居宅介護事業所の融資の相手方の拡大
- ・障害福祉サービス事業所等の融資の相手方の拡大
- ・児童福祉法の一部改正の施行に伴う障害児関係事業・施設に対する経営資金（つなぎ資金）の貸付に係る優遇措置
- ・養護老人ホームの老朽化等に伴う建替に係る優遇措置
- ・国有地等を活用した社会福祉施設等の高度化事業に係る優遇措置

(優遇措置の延長)

- ・アスベスト対策事業に係る優遇措置
- ・療養病床のケアハウス等への転換に係る優遇措置
- ・障害者の就労支援事業の推進に伴う融資条件等の変更
- ・介護基盤の整備に係る融資条件の優遇措置
- ・社会福祉事業施設耐震化に係る融資条件の優遇措置
- ・スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置

2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金

213億円

社会福祉施設の職員等が退職した場合に当該退職職員に対し退職手当金を支給するために要する経費を補助する。

※ これまで、社会福祉施設等施設整備費補助金の整備対象としてきた保護施設及び社会事業授産施設の整備について、平成24年度から、都道府県・指定都市に対する補助分は、地域自主戦略交付金（一括交付金）により対応。
(中核市に対する補助は、引き続き社会福祉施設等施設整備費補助金により対応)

平成23年度第四次補正予算（案）の概要（抜粋）

福祉・介護人材確保対策の継続

（障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し・延長等（24年度末））

- 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の実施期間を1年間延長
(～平成24年度)
- 福祉・介護人材確保対策については、都道府県の介護サービス量や施設・事業所の状況等に応じて、交付額の範囲内で事業を実施
- 事業内容を、以下のとおり見直し

【見直し後の事業】 ※福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分

1. 福祉・介護人材参入促進事業
2. 潜在的有資格者等再就業促進事業
3. 福祉・介護人材マッチング機能強化事業
4. 福祉・介護人材キャリアパス支援事業
5. 福祉・介護人材確保対策連携強化事業
6. 各都道府県の実情に応じた独自事業

- 事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに活動指標・成果指標を設定

連 絡 事 項

社会・援護局（社会）の組織体制について

社会・援護局（社会）では、生活困窮者対策を総合的に推進していくため、地域福祉課に「社会的困窮者自立支援室（仮称）」を設置し、平成24年度から新たな体制で業務に取り組んでいくこととしているので、ご了承ください。

